



広報しんち

3.20
2026発行と編集 新地町役場企画政策課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎ 0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

町ホームページ

届出

 を忘れずに

住所登録

3月・4月は転勤や進学などで、住所変更が最も多い時期です。新地町に引っ越しをしたときや、町外に引っ越すときには住民登録にかかる転入・転出等の届出が必要です。忘れずに手続きをお願いします。

下表の届出事項に該当する方は、必ず届出期間内に町民生活課に届出てください。

住所変更等の届出

届出事項	届出期間	持参するもの
転入届 (新地町に引っ越しをしてきたとき)	新地町に住み始めた日から 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書（前住所地で交付されたもの） ・マイナンバーカード（保有者のみ） ・本人確認書類（※） ・委任状（本人または世帯主が窓口に来ることができない場合）
転出届 (町外に引っ越すとき)	転出予定日の 14 日前から 当日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証（登録者のみ） ・新地町国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証（加入者のみ） ・本人確認書類（※） ・委任状（本人または世帯主が窓口に来ることができない場合）
転居届 (町内で住所を変えたとき)	住所を移した日から 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（保有者のみ） ・新地町国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証（加入者のみ） ・本人確認書類（※） ・委任状（本人または世帯主が窓口に来ることができない場合）
世帯主変更届	変更した日から 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・新地町国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（加入者のみ） ・本人確認書類（※） ・委任状（本人または世帯主が窓口に来ることができない場合）

(※) 本人確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど官公庁発行の顔写真付きの身分証明書（有効期限内のもの）または顔写真なしの身分証明書 2 点（資格確認書等と免除証明書の写し、資格確認書等と年金手帳など）です。本人になりすました転出や転入等の届出を未然に防ぐために、住民異動届出や印鑑登録等の手続きをされる方に身分証明書を提示していただき、本人確認を行っています。

・引っ越しをした際には、「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要ですので、転入届提出時にマイナンバーカードをお持ちください。

「マイナンバーカード」をお持ちの方は、マイナポータルより「引っ越し手続きオンラインサービス」をご利用いただくことで引っ越し前の市区町村への来庁が原則不要となります。引っ越し後の市区町村へは直接出向いて転入手続きを行う必要があります。

◎問い合わせ 町民生活課 戸籍町民係（電話：62-2115）

若者定住促進住宅（新地駅前・福田）入居者募集

町内に定住を希望する子育て・新婚世帯を対象に入居者を募集しています。

	新地駅前若者定住促進住宅	福田若者定住促進住宅
募集戸数	1戸	8戸
間 取	2LDK	1LDK
家 賃	50,000円/月	40,000円/月
	小学生以下の子どもを養育している世帯に定住助成金(10,000円/月)を支給します。	
	次のいずれにも該当しない世帯の家賃は77,000円/月となります。 ・配偶者と小学生以下の子どもが同居する世帯 ・母子手帳の交付を受けた妊婦が同居する世帯 ・入居から3年を経過していない配偶者のいる世帯	
駐 車 場	1台1,500円/月 ※2台まで	

主な入居資格

- ① 次のア～ウのいずれかに該当する者
 - ア 現に同居、または同居しようとする配偶者と小学生以下の子供（母子手帳の交付を受けた妊婦を含む）がいる者
 - イ 現に同居、または同居しようとする配偶者と婚姻の届出をしてから1年以内の者
 - ウ 現に同居、または同居しようとする婚姻の予約者がいる者（3か月以内に婚姻の届出を行うもの）
- ② 若者定住促進住宅に入居しようとする夫婦の合計年齢が入居申込時点で80歳未満であること
- ③ 世帯の前年の総所得金額が月額158,000円を超えていること

申込方法

都市建設課に備え付けの入居申込書を記入し、関係書類を添付して提出してください。入居申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

その他

- ・ペットの飼育はできません。
- ・自治会活動への積極的な参加をお願いします。
- ・申込書の返却はしません。
- ・入居の際は、町へ住民票を異動していただきます。
- ・先着順にて定員になり次第締め切ります。

ホームページ
はこちらから



新地駅前



福田

◎申し込み・問い合わせ 都市建設課 住宅都市整備係（電話：62-2113）

春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動が4月6日(月)～15日(水)までの10日間にわたり行われます。
交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を徹底しましょう。

おまじない
自分を守る
みぎひだり

運動のスローガン



運動の重点

- ①通学路・生活環境における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ②「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

地域重点

飲酒運転の根絶

◎問い合わせ 町民生活課 生活環境係 (電話:62-2116)



☎ 62-2119
税務課 資産税係

◎問い合わせ

場所 税務課

8時30分～17時15分

(土・日・祝日を除く)

4月1日(水)～4月30日(木)

期間

用ください。

できる制度です。気軽に活

屋の評価額を確認することが

資産税の基礎となる土地と家

これは、令和8年度の固定

閲覧を次のとおり行います。

帳簿の縦覧および課税台帳の

令和8年度固定資産税縦覧

縦覧・閲覧制度について

令和8年度固定資産税

新地町地域公共交通等運行継続緊急支援金

町では、物価高騰の影響を受ける地域公共交通等事業者の事業継続を支援するため、対象となる事業者が保有する対象車両台数に応じて支援金を支給します。

対象事業者

- (1) 路線バス事業者・乗合バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者
- (2) 自動車運転代行事業者
- (3) トラック運送事業者

※左記要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 町内に事業所がある事業者で、交付申請および交付決定時点において事業を継続しており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- (2) 福島県が定める地域公共交通等運行継続緊急支援金支給規程（令和8年1月19日施行）に基づき令和7年度緊急支援金の交付を受けた事業者

対象車両 対象事業者が一般

旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業並びに自動車運転代行業を実施するため使用する車両であり、自動車検査記録事項における「使用の本拠の位置」が町内の住所である車両であること。

緊急支援金の交付額

車両1台当たり
20,000円
提出期限 5月29日(金)
(当日消印有効)

申請方法

提出書類一式を作成し、役場企画政策課に郵送または窓口へ提出してください。提出書類の様式は町ホームページからダウンロードできます。詳細は町ホームページをご確認ください。

◎申し込み・問い合わせ

企画政策課 政策推進係
☎62-2112



ホームページ
はこちらから

トラクター等による事故を防ぎましょう

春の農作業の時期を迎えます。トラクター等による転落・横転・追突などの事故が発生するおそれがありますので、農作業の際は次の点に注意しましょう。

- ① 周囲の安全確認をしっかりと行いましょう。
- ② 収納式安全フレームは運転時には必ず立てて使用しましょう。
- ③ シートベルトは、必ず締めましょう。
- ④ 作業時以外は左右独立ブレーキを連結させましょう。
- ⑤ 機械点検・清掃時はエンジンを止めましょう。
- ⑥ 作業機付きトラクターで公道を走行する場合はランプ類や反射板を設置しましょう。

※農作業機械等で公道を走る時は、農作業機械に付着した土砂等を取り除き、道路を汚さないよう心がけましょう。

※畦畔等の草刈りをする場合は、周辺住民の生活環境に配慮して、刈り取った草は水路に流さないように心がけましょう。

◎問い合わせ

産業振興課 農林水産係
☎62-2194

UR都市機構フォトコンテスト2026

UR都市機構は、東日本大震災からの復興支援の一環として東北の「今」を伝える写真、東北の復興を感じる場面、東北の生活がうかがえる場面の写真を募集します。

対象者

どなたでも応募できますが、写真家として報酬を得ている方はご遠慮ください。

応募期限 5月31日(日)
(当日消印有効)

応募方法

Googleフォーム、メール、郵送、インスタグラムから応募可能。詳細はUR都市機構のホームページをご確認ください。

賞品 全国共通商品券

大賞 10万円分1点
優秀賞 5万円分3点
入賞 1万円分8点(キッズ・ジュニア賞含む)
ス・ジュニア賞含む

◎申し込み・問い合わせ

「UR都市機構フォトコンテスト2026」事務局
〒20026 東京都江東区東陽2-2-24 サセンタ―2階
☎03-3644-0031
メール ur-pas@urk.co.jp



詳細は
こちらから
ホームページ



UR_TOSHIKIKO
Instagram

わくわくランドイベント情報

おさんぽふうせんをつくろう

2026年4月1日(水)~5日(日)

10:00~15:00

※12:00~13:00はお休みです
※所要時間は30分程度です

参加
無料

- 内容
- ①画用紙で作った動物のパーツを風船に貼り紐を付けておさんぽ風船を作ろう!
 - ②①で作った風船とお散歩しながら、新地発電所に関するクイズに答えよう!

定員 先着100名
※定員になり次第、受付終了

開催場所 わくわくランド
エントランスホール/多目的ホール

対象 どなた様でも
※小学生以下は保護者同伴

参加方法 当日受付



※写真はイメージです

わくわくマルシェ 出店者募集!

募集期間

2026年3月20日(金・祝)~4月26日(日)

※休館日は除く

▶開催日時：2026年5月5日(火・祝) 10:00~15:00

▶出店場所：テラス (1区画2m四方)
※雨天時：多目的ホール

▶募集区画：先着8区画

▶出店料：無料

▶応募資格：営利を目的としない団体および個人の出店者
※未成年者のみのご応募は不可とさせていただきます。

▶申込方法：わくわくランドへ来館による受付

※電話による受付はできません。

※1申込につき、複数区画のお申し込みはできません。

※お客様の個人情報は厳正かつ適正に管理し、本イベント以外の目的には使用いたしません。

ハンドメイド品の販売・制作ができる、マルシェになります。また、家庭で不要となり再利用が可能なリサイクル品の出店も可能です。

※場所のみを提供し、準備・販売・撤去については出店者の責任において実施となります。

※飲食物、危険物等の出品はできません。

(例) 飲食物：野菜、くだもの、アルコール類
缶詰、生花等

危険物：火気使用を伴うもの、刃物類等



相馬共同火力発電株式会社 新地発電所内 わくわくランド
TEL:0244-62-4722 <http://www.somakyoka.co.jp>
■電話受付・開館時間/10:00~16:00
■休館日/毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日) 年末年始



わくわくランドの公式Instagramは
こちらから!



@WAKUWAKULAND_SHINCHI_PS

無料法律相談所

町では、「無料法律相談所」を開催します。
相談を希望される方は予約をお願いします。

日時 4月21日(火) 14時～16時
場所 役場101相談室
相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士
内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること
◎予約・問い合わせ 町民生活課 生活環境係
(電話：62-2116)

行政相談

日時 4月10日(金)
9時30分～11時30分
場所 保健センター
◎問い合わせ 総務課 総務係
(電話：62-2111)

心配ごと相談

日時 4月1日(水)・10日(金)・20日(月)
9時30分～11時30分
場所 保健センター
◎問い合わせ 社会福祉協議会
(電話：62-4213)

交通事故相談

日時 4月10日(金) 10時～16時
場所 役場101相談室
◎問い合わせ 町民生活課 生活環境係
(電話：62-2116)

4月

休日在宅当番医

5日(日) わたなべ胃腸内科
(相馬市) ☎26-5061
12日(日) すぎやまこどもクリニック
(相馬市) ☎26-5111
19日(日) 菅野医院
(新地町) ☎63-2388
26日(日) 大石医院
(相馬市) ☎35-3451
29日(水) 葉のはなこどもクリニック
(相馬市) ☎36-8739

診療時間 9時～16時

休日在宅当番歯科医

5日(日) 梶田歯科医院
(相馬市) ☎36-1551
12日(日) くまがみ歯科医院
(原町区) ☎25-3443
19日(日) 菅野歯科医院
(相馬市) ☎36-1525
26日(日) 小林歯科医院
(原町区) ☎23-2727
29日(水) グリーン歯科
(相馬市) ☎35-5112

診療時間 9時～16時

「旧新地高等学校利活用事業」 公募型プロポーザルの実施について

町では、旧新地高等学校の跡地（敷地および施設）について、民間事業者のノウハウを活用し、地域の活性化と施設の有効活用を図るため、利活用事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

応募に際し条件等がありますので、詳細は町ホームページをご確認ください。

参加申込書の提出期限 令和8年5月8日(金)
企画提案書の提出期限 令和8年7月15日(水)
プレゼンテーション審査 令和8年7月下旬

◎申し込み・問い合わせ
企画政策課 政策推進係
(電話：62-2112)

詳細は
こちらから



農作物等被害対策によるイノシシ捕獲数

	捕獲数(頭)
2月捕獲数	10
令和7年度累計捕獲数	149

町では、農作物等鳥獣被害対策として、イノシシの捕獲活動を実施しています。有害鳥獣捕獲隊の活動にご理解ご協力をお願いします。

また、事故防止のため、捕獲用の箱罠等には近づかないようにお願いします。

自家消費野菜等の放射性物質測定結果 2月測定なし

町では、自家消費野菜等の放射性物質測定を行っています。

検査を希望される方は持込方法をご確認の上、予約をお願いします。

持込方法

- ・検査物は500g以上必要です
- ・検査物を細かくする(5mm以下のみじん切り)

◎予約・問い合わせ 産業振興課 農林水産係
(電話：62-2194)